

法教育

法教育

センターニュース

No. 5

2008年11月23日

第5号

Law Related Education

発行 横浜弁護士会法教育委員会

巻頭言

暑い夜の夢

横浜弁護士会
会長 武井 共夫



8月9日に日本弁護士連合会が主催し、横浜弁護士会等が共催した第2回高校生模擬裁判選手権、いわゆる模擬裁甲子園を観戦しました。この模擬裁甲子園は、対戦する2校が検察側と弁護側に分かれ、一定の証拠資料をもとに、検察側証人や被告人に対し、互いに自由に尋問しあい、最後に論告と弁論を行うというもので、昨年は、神奈川県内から2校が出場して1、2位を占め、今年もその両校が出場するというので、大いに期待して観戦しました。

県内の両校の練習は横浜弁護士会館で行われたため、垣間見る機会もありましたが、まるで本物の甲子園を目指す球児を思わせるような気迫あふれる真剣な練習ぶりであり、指導担当弁護士も、厳しい熱血鬼コーチぶりを生き生きと発揮していました。私は、自分が高校生の頃を思い出すと、自分にこのようなことができたかどうかと疑問に思うような練習に驚きましたが、本番の模擬裁甲子園を見て、更にその思いを強くしました。登場する高校生達の活動ぶりは、証人・被告人の事件の再現の実演などを交えた内容と迫力のあ

る尋問やパワーポイントを駆使した論告・弁論など、まさに本物の検察官や弁護士もたじたじとなるくらい観衆に訴える力を持つものでした。もし彼ら彼女らが将来相手方として登場したら、対抗するのは容易ではないほど手強いとさえ思わせるほどでした。高校生にとって、法や裁判を身近なものとして体感する絶好の機会になったでしょう。

横浜弁護士会では、中学生高校生らを対象に出前授業や法廷傍聴、さらには台本のある通常の模擬裁判を行っています。「法教育」というとどうしても教育をする側と受ける側が分かれてしまい、担当弁護士も、たとえば出前授業で生徒達の興味を引きつけ、飽きさせず、居眠りさせずに内容を理解してもらうのに大変苦労しているようです。

本物の甲子園と同じように、学校の代表選手が出場し、練習には参加したが試合には出場できない生徒も含めて大勢の生徒が応援観戦する中で模擬裁判の試合が行われれば、試合に参加した生徒はもちろん、それ以外の生徒にも法教育の面で多大な影響を与えることができるように思います。各校で、出場選手になることを目指して大勢の生徒が練習に参加し、校内選考を経て県大会に出場し、さらに関東大会、全国大会に勝ち進むというようになれば、法教育のすそ野が一気に広がるのではないかと夢も生まれてきます。横浜弁護士会の会員も年内には1000人を超えます。県内の高校は、240校であり、県高野連加盟校は193校ですから、たとえば、各会員が自分や自分の家族の出身校や自宅や事務所の近くの高校のコーチを務めれば、野球並みの県大会も不可能ではないかもしれません。

観戦の日の暑い夜に見た夢です。

小学校で模擬裁判

～子どもも大人も裁判員

2008年2月27日、町田市立町田第五小学校で模擬裁判を行いました。今回は、小学生を対象とした点、量刑を争点とした点、また、町田市青少年健全育成玉川学園地区委員会の共催により保護者や地域の方が参加したという点でも、当センターとしてははじめての試みでした。

事案は、被告人がコンビニで万引きしたところ、発見して追いかけてきた店員に暴行して全治2ヶ月の頭蓋骨骨折の傷害を負わせたというものでした。事前にこの事案を元にした新聞記事を読んで量刑について考えてもらいました。A)懲役3年、執行猶予5年、B)懲役3年、C)懲役6年という選択肢の中から選んでもらいましたが、新聞記事には「俺はわざとやっていない」という容疑者のコメントもあったものの、頭蓋骨骨折という被害の大きさゆえか、記事を読んだだけの段階では、過半数の生徒がCを選んでいました(Aは107人中4人)。さて、裁判で被告人や被害者から直接言い分を聞くことで、この意見は変わるのか・・・?

裁判当日は、被告人、被害者、目撃者を学校の先生が、裁判官、検察官、弁護人を生徒が演じ、他の多数の生徒と保護者・地域の方は模擬裁判を傍聴しました。被告人は罪を認めているものの、暴行に至る経緯や態様についての供述は被害者や目撃者の証言と異なるため、迷うところが多い事

件でした。先生方の熱演に生徒も引き込まれ、子どもたちも真剣に話に聞き入っていました。裁判後は小グループに分かれて量刑について議論し、グループとしての意見を発表してもらいましたが、議論が白熱し、時間をすぎても意見がまとまらないグループもいくつかありました。裁判所の判決はAになり、グループ発表の結果では、子どものグループではBが3分の2を占め(Cは23グループ中2グループ)、大人のグループではAが多かったです(Cはなし)。各個人のアンケートでも、模擬裁判を見てCからAに(被告人の家庭の事情や反省の態度を評価した)、あるいはAからBに変わったり(犯行態様について被害者の証言と食い違う被告人がうそをついていると評価した)、さらにグループ討論を聞いた後も意見が変わったりと、みな、様々な情報・意見を受けて考えることも多かったようでした。

模擬裁判自体もしっかりと進行しましたが、その後の議論や発表の態度もすばらしく、子どもたちが熱心に他の人の意見を聞き、また発言している姿が印象的でした。

(法教育
委員会委員
姜文江)



先生手作りの新聞記事

裁判がこんなに迫力があるとは思いませんでした。意見をちゃんと聞き、相手にわかりやすく自分の意見をいうこともたいせつだと思いました。



今回のように色々な情報があり、その中で自分の意見をだすというのは、これから先役に立つ事だからとても良かった。



裁判で判決を決めるのは難しいと思った。模擬裁判は、自分の意見を持って発言することが大切だと思った。



生徒の声

これから私達国民が裁判をやっていかなきゃいけない上でとても勉強になった。被告人の気持ちにも、被害者の気持ちにもならなければいけない裁判官は、とても難しい仕事だと思った。



法教育 Summer School 2008 サマースクール

横浜弁護士会は、平成20年8月25日、昨年度に引き続きサマースクールを開催しました。

本年度は、60名の生徒が参加し、模擬裁判、裁判所・法律事務所見学、記憶の正確性テストを行いました。模擬裁判では、生徒たちを裁判官・検察官・弁護人に配役分けし、委員会で作成したシナリオをもとにして刑事裁判の裁判劇を演じてもらい、その後、少人数の班に分かれて争点について評議を行いました。

裁判所・事務所見学では、横浜地方裁判所の101号法廷と法律事務所を見学しました。そして、今年の日玉企画である記憶の正確性テストでは、不審者役を演じる弁護士が、突然、生徒たちの控え室に入り、講師の弁護士のバックから財布を抜き取って行きました。講師は「あなたなんなんですか!」と迫真の演技をし、室内が静まりかえりました。企画を知っている見学していた弁護士すら、びっくりして言葉がでなかったとのこと。企画であることを告げると、生徒達は

様に安堵して室内は一気に賑やかになりました。その後、生徒たちに不審者の特徴を挙げてもらいましたが、直前に不審者を見たはずなのに、いざ説明しようとする、その特徴を記憶していなかったり、他人の話に誘導されてしまうなど、事実の認識、記憶の再現、表現方法の難しさを体感してもらいました。

生徒たちは、初めは緊張した様子でしたが、徐々に緊張がほぐれ、模擬裁判が始まるとそれぞれ迫真の演技をし、評議では、争点について意見をぶつけ合っていました。一人で参加している生徒もいましたが、周囲に臆することなく発言をしている姿はとても印象的でした。

参加生徒たちからは、「普段できない体験や見られない場所を見学でき、とても楽しかった。」「評議をして、人を裁くことはとても難しいと感じた。」「将来、弁護士になりたいくなった。」などの感想が寄せられました。

サマースクールの準備には多大な労力と時間を要し、開催直前までバタバタと慌ただしかったです。来年のサマースクールの事を考えると、ため息が漏れてしまったりもしましたが、アンケートに「楽しかったので、是非来年もやってもらいたい」などと書かれてしまうと、来年もまたやってみようかなと前向きな気持ちになります。

(法教育委員会委員 服部 知之)

模擬裁判 Mock Trial Competition ★ 選手権

平成20年8月9日、日弁連主催の第2回模擬裁判選手権関東／関西大会が行われました。2年目にして両大会とも参加校は2校ずつ増え6校、福井県では、代表を決める予選も行われています。神奈川からは、公文国際学園高等学校と湘南白百合学園高等学校が参加しました。

さて、この模擬裁判選手権、高校生に、ややアレンジした実際の事件の記録を渡し、自分たちで考え、冒頭陳述、証人尋問、論告・弁論の準備をしてもらい、本番で検察側弁護側に分かれて対戦するというものです。証人や被告人も高校生が演じ、尋問や異議を巡るやりとりは、攻守ともその場で即座に考え、判断し、適切に回答しなければならず、かなり高度な内容です。この高度な内容を、刑事手続も、刑法も、事実認定の方法もまるで分からない高校生に数ヶ月の準備期間でやってもらうというのですから、画期的かつある意味無謀(笑)な企画です。

私は、関東大会で優勝した湘南白百合学園の支援弁護士を担当しましたが、生徒の自主性や自由な発想を重んじるという選手権の趣旨から、質問を受けても、答えを与えず、とにかく生徒に考えさせました。どの



学校の生徒達も、質問しても支援弁護士は「教えて」くれないし、本当に迷いに迷い、悩みまくって本番にたどり着いたのではないのでしょうか。

そして、本番、法曹やマスコミ・教育関係者等の審査員を前に、「高校生でこのレベルとは信じられない!」という素晴らしいパフォーマンスを見せてくれました。高校生の若いエネルギーというのは、この無謀とも思われる企画でも、何とか乗り越えてしまうのだから不思議です。

勝ち負けはともかく、一つの事件を弁護側と検察側、二つの立場から徹底的に検討し、そして、その考えたことをわかりやすく伝えるためにはどうしたらいいかを考え抜いたことは、絶対に高校生達の力になったと思います。

高校生の攻防は、ほんとうに素晴らしいもので、その迫力・感動は、文章ではなかなか伝えきることが出来ません。

この記事を読んだ皆様には、ぜひ来年の模擬裁判選手権を観戦(傍聴?)し、実際に感じていただきたいと思います。

(法教育委員会委員 村松 謙)



第1回

はじめての法教育

—我が国における法教育の普及・発展を目指して—

著者 法教育研究会

出版社 ぎょうせい

発行 2005年3月

「はじめての」と題されているとおり、法教育入門書に適した1冊。前半は法教育に関する報告、後半は法教育の教材例となっており、法教育の歴史・現状と実践面を一冊でカバーする構成となっています。本書を執筆した法教育研究会は、平成15年9月、学者・教員・法曹三者及び有識者をメンバーとして法務省で発足し、16度にわ

たる会議を経て本書掲載の報告書と教材を作成しました。法教育は、それまで一部の弁護士会や個々の学者・教員・弁護士が独立して行っていた感が強かったのですが、地域・職域や官民の垣根を越えて法教育が議論され作成された点で本書の意義は大きいものでした。教材例は、ルール作り・私法・司法・憲法の4つの単元でまとめられており、「導入⇒展開⇒まとめ」といった現場の教員になじみやすい構成になっています。現在に至る法教育の流れの一つのスタンダードを知る上でおすすめできる内容です。

本書の姉妹本として、教材例の詳細な解説と実際の授業を収録したDVDがついた「はじめての法教育Q&A」（法教育推進協議会著、2007年3月、ぎょうせい）があります。

(法教育委員会 研究部会)

i

横浜弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

こんなことを頼めます…

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通り9 横浜弁護士会内
 横浜弁護士会法教育センター
 TEL045-211-7707 FAX045-212-2888
 受付時間 月～金 午前10時～12時 午後1時～4時

横浜弁護士会のホームページに法教育センターのページができました！

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供しています。

皆様、横浜弁護士会ホームページ
<http://www.yokoben.or.jp> にアクセス！



横浜弁護士会のホームページに法教育センターのページができ、この「法教育」もインターネットでの閲覧が可能になりました。

創刊時には考えもしなかったインターネット世界への進出。今後も、「法教育」は編集委員が想定していないような進化を遂げる…かもしれません。

成長途中の「法教育」を今後ともよろしく願います。

(法教育委員会委員 河野 隆行)

模擬裁判体験記

新61期 司法修習生

9月5日午後、鶴嶺高校で模擬裁判がありました。

私が参加した日の講義は、たとえ話や質疑応答を交えつつ、和やかに進められ、参加した生徒は10数名でしたが、みな意識が高く、熱心に講義に臨んでいました。事実認定の講義で、「この事実は被告人に有利か、不利か」を考えさせたところ、「この点で不利だと思え」との発言に続いて、「でも、こう考

えれば有利だと思う」との意見が出されるなど、生徒たちの発言も的確で、講義は聞きごたえのあるものでした。自分が高校生だった頃のことを思いかえすと法律家という存在は縁遠い存在で弁護士と話している高校生を見て、こういう体験ができることを羨ましく思いました。このような取組みが広く行われることは、ますます重要になると思います。私自身が弁護士となった後も、できる限り市民の方々と交流を持っていきたいと思いました。



江塚 正二 (デスク)

青木 康郎	山田 一誠
田丸 明子	河野 隆行
服部 知之	村上 貴久